

令和2年度

川口市情報公開・個人情報保護制度、 附属機関等の会議公開運用状況

情報公開制度とは

市民の皆さんと情報を共有し、より公正で開かれた市政を実現させるために、川口市情報公開条例に基づき、市が保有する公文書を公開する制度です。

令和2年度の情報公開条例に基づく公開請求・申出件数は251件、処理件数は271件でした。処理件数の内訳としては、全部公開決定をしたものが67件・110文書、部分公開決定をしたものが163件・386文書、非公開決定をしたものが20件・1文書、取下げが21件でした。なお、非公開決定の中で文書不存在(文書が存在しなかったもの)によるものは19件でした。

審査請求

情報公開制度の公開請求に対する決定や個人情報保護制度の開示・訂正などの請求に対する決定に異議がある場合は、審査請求をすることができます。審査請求があった場合、実施機関は公正な審査をする中立的な第三者機関に諮問し、その答申を尊重した上で裁決を行います。

令和2年度は、情報公開制度に関するものが2件、個人情報保護制度に関するものが1件ありました。

個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報の取り扱いについて川口市個人情報保護条例に基づき、本人による開示や訂正などを請求する権利を保障する制度です。

令和2年度の個人情報保護条例に基づく開示請求件数は141件、処理件数は150件でした。処理件数の内訳としては、全部開示決定をしたものが94件、部分開示決定をしたものが26件、不開示決定をしたものが6件、取下げが24件でした。なお、不開示決定の中で文書不存在によるものは5件、形式上の不備によるものは1件でした。また、訂正請求が2件、消去の請求が1件あり、それぞれ訂正または消去をしない旨の決定をしました。

附属機関等(審議会など)の会議公開

市民の皆さんに附属機関等の会議を公開し、市の政策形成に関する審議の過程を知ることができるようにしています。

令和2年度に附属機関等が公開した会議の回数は125回でした。

問い合わせ…行政管理課 ☎048-258-1641 FAX048-258-1203



10月1日(金)から

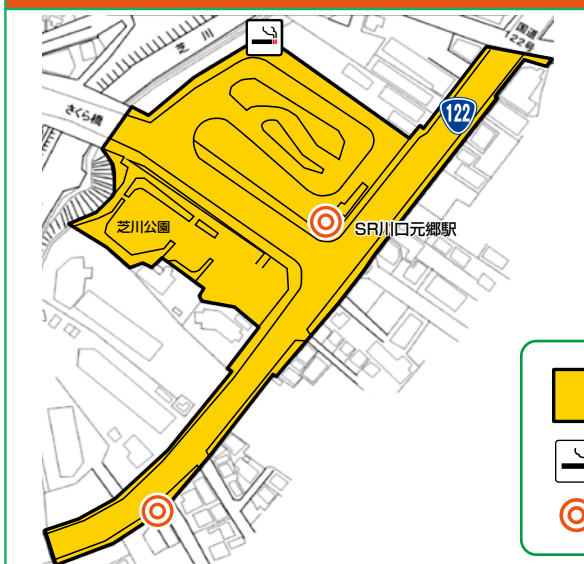
新たに路上喫煙禁止地区を指定します!

対象地区 ➡ SR川口元郷駅周辺・SR南鳩ヶ谷駅周辺

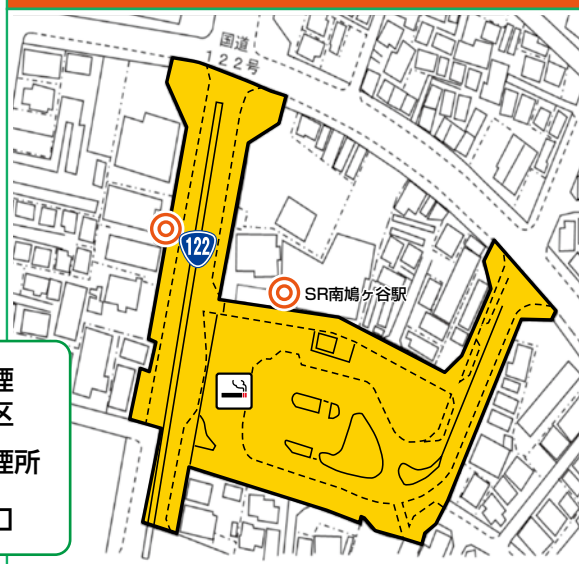


たばこを吸わない人と吸う人がお互いに配慮する「分煙」を考えたまちづくりの一環として、路上喫煙禁止地区のエリアでは道路や公園などでの喫煙を禁止し、巡回パトロールや路上の吸い殻などの清掃を行います。路上喫煙禁止地区内では「 指定喫煙所」内で喫煙するようお願いします。

S R川口元郷駅周辺



S R南鳩ヶ谷駅周辺



- 路上喫煙禁止地区
- 指定喫煙所
- 駅出入口

問い合わせ…資源循環課 ☎048-228-5370 FAX048-228-5322